

「佐賀県産業スマート化センター運営業務」業務委託仕様書

第1 目的

AI・IoT等活用推進事業において、佐賀県産業スマート化センター（以下「スマート化センター」と呼ぶ。）を設置し、AIやIoTといった先進技術の導入支援や県内IT産業の成長支援を行うことで、県内企業の生産性向上や新たなビジネス創出を図る。

第2 業務内容

次に掲げる業務に取り組むこととし、事業の目的達成に向けた具体的な提案を盛り込むこと。

1 スマート化センターの運営企画及び管理業務

スマート化センターでは、ソフトウェアやデバイス（国内外の産業向けIT/IoTソリューション）などを体験できる場を設けるとともに、センター利用企業に対して各種センサーを貸出す等、利用者が自社の事業活動への利活用の可能性を探索することができる機会やサービスを企画・提供するとともに、適切な運営体制を構築し、運営・管理業務を行うこと。

また、スマート化センター内にAIやIoTといった先進技術に係る相談窓口を設置し、これらの普及・導入に向けた活動を行うこと。その際、佐賀県工業技術センターや公益財団法人佐賀県地域産業支援センターと連携するとともに、実際にソリューションを提供するIT企業等とのマッチングや、必要に応じて国立研究開発法人産業技術総合研究所、国立大学法人佐賀大学など関係する公的機関の紹介、IoT推進ラボ、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が行うメンター派遣事業の活用も行うこと。

さらに、利用企業とのマッチングなどを念頭に、県内・外のソリューションベンダー等を「サポーターカンパニー」として登録し、センター運営への支援・協力を得るとともに、県内各地の官民の既存施設の協力を得て「サテライト拠点」を設け、効率的かつ効果的な施設運営に努めること。

その他、スマート化センターの設置にかかる要件は「第3 佐賀県産業スマート化センターの要件」にて規定する。

2 先進技術に関するセミナー・イベント・研修等の開催

AIやIoTといった先進技術の導入や新ビジネス創出につなげるため、意識改革や普及啓発を目的としたセミナー、スキル・ノウハウの習得を目的としたハンズオンも含めた人材育成研修、イベント、視察などを企画し、開催に必要な運営体制等を構築すること。

開催にあたっては、県内の企業や商工団体、産業支援機関、サテライト拠点等と連携し、それらが企画するAIやIoTといった先進技術に関するセミナーやイベントと共催・協力して開催するなど県内の資源・人材を最大限活用するとともに、受託者が主催者となる場合には、以下のとおり開催すること。

あわせて、受託者が主催するセミナー・イベントはもとより、県内の企業・団体などが類似のテーマや目的で開催するセミナー・イベントについてもとりまとめ、関係者間での情報共有や一般への一元的な情報発信に努めるとともに、相互に協力しながらより効果的な集客などが図れるよう、努めること。

（1）AIやIoTといった先進技術に関するセミナー・イベント等については、委託期間中に全体で20回以上開催すること。

（2）セミナー・イベント等では、先進技術の導入・活用に取り組む必要性やその取組

が遅れることに対する危機感を抱かせつつ、機能・コスト・導人工数等を正しく理解し、経営に活かすきっかけとなるような内容とし、企画提案書に具体的な提案を盛り込むこと。

また、県内の商工団体や産業支援機関において企業等に対して指導を行う立場の職員に向けて、AI や IoT といった先進技術の活用に取り組む必要性や機能・コスト・導人工数等について正しい理解が得られるようなセミナー・イベントを委託期間中に 1 回以上開催すること。

この他、AI や IoT といった先進技術に触れ、スマート化センター利用者の裾野拡大や将来的な技術者育成等につなげるイベントについても、委託期間中 1 回以上開催すること。

(3) 人材育成研修では、以下について習得できる内容とするとともに、これらを実現できる研修プログラムの構築を行うこと。

- ・企業活動において AI・IoT 等の導入検討、活用の際に必要となるノウハウ
- ・製造現場で取得しうる様々な技術データのデジタル化
- ・技術データと経営データの融合による品質管理・工程管理・作業スケジューリング等の効率化
- ・AI・IoT 等の導入・活用によって生じる製造現場から管理部門ひいてはサプライチェーン全体の構造変化についての理解促進
- ・流通・小売など非製造業分野も含めた AI・IoT などを利活用した生産性向上方策
- ・これら様々な分野やテーマでのテクノロジーの利活用に必要なデータエンジニアリングや機械学習、統計学などデータサイエンス分野の基礎的な知識習得等

(4) 講師との調整やセミナー・イベント等の運営に必要な消耗品等の調達、スタッフの派遣、会場の設営及び撤去、当日の開催記録等については、受託者の責任において行うこと。

なお、講師の選定においては国内・外での最先端の事例提供等をできる者はもちろん、テクノロジーの進化を身近に感じてもらえるよう、地域人材の活用も検討すること。

(5) 参加者に対し、アンケートを実施すること。

(6) セミナー・イベント等の開催に当たり各種広報媒体を用いた広報の実施及び事業所への訪問等により、より多くの参加者確保に努めること。

3 AI や IoT といった先進技術に関する展示会の開催

県内で AI や IoT といった先進技術に関する展示会を、以下のとおり委託期間中 1 回以上開催することとし、開催に必要な運営体制等を構築すること。

(1) 展示会の開催に当たり、県内企業やスマート化センターのサポートカンパニーに出展を依頼することとし、県内の商工団体や産業支援機関、大学等と連携した開催を検討すること。

(2) 出展者との調整、展示会の運営に当たり必要となる消耗品等の調達、スタッフの派遣、会場の設営及び撤去、当日の開催記録等については、受託者の責任において行うこと。

(3) 来場者及び出展者に対し、アンケートを実施すること。

(4) 展示会の開催に当たり、各種広報媒体を用いた広報の実施及び事業所等への訪問等により、より多くの参加者確保に努めること。

4 先進技術の活用実例の調査及び普及啓発

AI・IoTといった先進技術の中小企業等における活用の実例を調査・集約し、活用方法や導入効果などについて報告書としてとりまとめること。

事例情報の収集に当たっては、単に調査活動に留まらず、そのことを通じて県内企業等への普及啓発にも資するよう、努めること。

なお、企業等への普及啓発に当たっては、県が平成30年度に制作した「サガ ミライの仕事と働き方 ジッカムービー」の活用についても検討すること。

5 サポートカンパニー交流会の開催

AIやIoTといった先進技術を活用した新たなビジネス創出に資するため、県内・外のサポートカンパニーが交流する機会を、以下のとおり委託期間中1回以上設けることとし、開催に必要な運営体制等を構築すること。

(1) 交流会の開催に当たり、スマート化センターのサポートカンパニーへ出席を依頼することはもちろん、県内企業、商工団体や産業支援機関、大学等にも出席等について打診すること。

(2) 出席者との調整、交流会の運営に当たり必要となる消耗品等の調達、スタッフの派遣、会場の設営及び撤去、記録等については、受託者の責任において行うこと。

(3) 出席者に対し、アンケートを実施すること。

第3 佐賀県産業スマート化センターの要件

1 設置目的

スマート化センターは、県内企業の生産性向上や新たなビジネスの創出を図るため、AIやIoTといった先進技術の導入支援や県内IT産業の成長支援を行うことを目的とする。

2 設置場所

佐賀県工業技術センター（佐賀市鍋島町八戸溝114） 生産技術棟内

3 設置期間

2019年4月1日～2020年3月31日

4 開所日時

開所日：佐賀県工業技術センターの開所日に準拠することを原則とする。

開所時間：9時～17時を原則とする。

5 機能

(1) AIやIoTといった先進技術の体験や、導入へ向けた調査検討ができる場の提供

(2) 県内企業等における先進技術の導入に必要な人材育成の支援

(3) 先進技術の導入意向がある県内企業への相談対応及びその結果を踏まえた必要なソリューションを提供し得る企業等とのマッチング支援

6 運営体制

(1) 受託者は、スマート化センターの運営全体を統括し、管理する「佐賀県産業スマート

化センター運営責任者」を1名配置すること。

佐賀県産業スマート化センター運営責任者は、「佐賀県産業スマート化センター設置要領」の「6 業務の進捗管理」に掲げる事業の実施状況等を佐賀県産業企画課へ報告するとともに、必要に応じて県内・外の関係機関やサテライト拠点等を交えて定期的に「佐賀県産業スマート化センター連絡調整会議」を開催することとし、関係者との円滑な連携や事業実施における所要の調整等を行うこと。

- (2) 受託者は、「4 開所日時」に定める開所時間において「5 機能」に定める機能を提供できる体制を整備する。あわせて、アドバイザーとして、県内の企業情報に精通するとともに、県内及び国内・外の産業向けAI/IoTソリューションに対する知見・経験を有する、またはそれらに精通した有識者等との豊富で良好な関係を有する職員を1名以上配置すること。
- (3) 配置する職員の任期は、配置の日から「第6 委託期間」の終期までとする。ただし、任期途中であっても、職員本人から退任の届出があった場合については退任を、心身の故障のため業務に耐えられないと認められる場合は配置の取り消しを認めるものとし、受託者は速やかに後任の職員を配置すること。
- (4) 受託者は、配置する職員に「第4 守秘義務」に掲げる守秘義務や個人情報保護法（平成15年法律第57号）等を遵守させるとともに、事業の目的若しくは内容を逸脱した行為を行わないよう適切な業務管理を行うこと。

7 サテライト拠点

「2 設置場所」以外の場所においても、AIやIoTといった先進技術の体験等が可能なサテライト拠点を企業や大学等官民の既存の施設・機関などの協力を得て選定することとし、スマート化センターの利用者の拡大を図ること。なお、サテライト拠点は、設置主体の通常の管理運営の範囲内でスマート化センターの運営に協力を行うものとし、独立したスペース等は不要で、職員の配置も要しない。

<参考：既に選定済のサテライト拠点（平成31年2月20日現在）>

- ・オブティム佐賀本店（佐賀市）
- ・九州ロボットセンター（佐賀市）
- ・株式会社佐賀電算センターセミナールーム（佐賀市）
- ・PORT03316IMARI（伊万里市）
- ・福博印刷株式会社佐賀本社（佐賀市）
- ・マイクロソフトイノベーションセンター佐賀（佐賀市）
- ・ものづくりカフェ「こねくり家」（佐賀市）

8 サポートینگカンパニー

セミナーやイベントの開催協力、ソフトウェアやデバイスなどの展示物の提供・貸与、導入意向を有する県内企業とのビジネスマッチングなどのため、県内・外のIT企業等を対象にサポートینگカンパニーを募り、登録・活用すること。

なお、登録に当たって、センター及びサポートینگカンパニーの双方に謝礼や登録料等の費用負担は発生しないものとし、センターにおいては登録後も引き続き、各社との連携強化に努めるものとする。

また、センターが行うセミナーや展示、相談対応等を契機に、サポートینگカンパニー及び導入側企業双方の間において、基本的にはビジネスベースで持続可能な先進技

術の利活用が促されるものとなるよう工夫すること。

<参考：サポーターカンパニーの登録状況（平成31年2月20日）>

計 76社

…うち県内企業 28社 / 国内企業 40社 / グローバル・海外企業 8社

9 施設及び備品等の維持・管理

(1) スマート化センターの整備（ソフトウェアも含む）に要する経費は、委託料に含めるものとし、本業務の委託料により受託者が購入した物品で、スマート化センターの機能として必要な物品については、委託期間終了後も県に帰属するものとする。

なお、現在スマート化センターで使用している物品（別紙1）については県から受託者に対し委託期間中貸与する。

(2) スマート化センターには、配置される職員が使用するパソコンの他に、利用者がソフトウェアを疑似体験（トライ＆エラー）するためのパソコンを常時2台以上設置すること。また、AIやIoTといった先進技術に関する人材育成研修等において使用するパソコンについては、必要に応じ、レンタル等を活用して調達すること。

(3) 電話料、インターネット利用料等のスマート化センターの運営管理に要する経費は、委託料に含めるものとする。なお、電話についてはインターネット電話等のサービスを活用して整備することとし、プロバイダーとの契約等については受託者において実施すること。

(4) 設置場所となる施設及び本業務の遂行に必要な物品については、善良なる管理者の注意義務をもって維持・管理を行うこと。

(5) 施設・物品の修理が発生した場合の費用は、原則、委託料に含めるものとする。ただし、委託料の範囲内で対応できない施設の修理については、佐賀県産業企画課と協議するものとする。

10 広報

広報は、佐賀県ホームページの活用や広報物の作成・配布等によるもののほか、受託者において必要な広報を行うこと。

11 その他、スマート化センターの管理運営に必要な一切の業務

スマート化センターの運営に当たっては、適切に業務遂行するとともに、必要に応じ佐賀県産業企画課や、内容に応じては施設管理者である佐賀県工業技術センターと協議の上、実施すること。

第4 守秘義務

(1) 受託者は、業務に当たり知り得た企業秘密等を他に漏らしてはならない。

(2) 受託者は、配置する職員に対して、業務に当たり知り得た企業秘密等を厳守させるため、スマート化センターを利用する企業等の求めに応じて、誓約書の提出など秘密保持のための措置を取らせることができる。

第5 事業の報告について

委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書を冊子及びデータで提供するものとする。

第6 委託期間

契約締結の日から 2020 年 3 月 31 日まで

第7 委託料の算定

47,437 千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

第8 その他

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が行う。
- (2) 受託者は、事業の実施状況について適宜佐賀県産業企画課に報告する。
- (3) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は、佐賀県に帰属するものとし、県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は佐賀県に対して著作人格者権を行使しないものとする。
- (4) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- (5) 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- (6) 本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ佐賀県産業企画課に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。

なお、業務の統括及びスマート化センターの運営に係る業務は、本業務の中核となる業務であるため、再委託を認めない。

- (7) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。
- (8) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県産業企画課と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、佐賀県産業企画課の職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (9) スマート化センターの利用者との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (10) スマート化センターで実施する事業に係る経費については、参加費として参加者からの徴収も可能とする。
- (11) 他企業からの協賛を受けて事業を実施することも可能とするが、その場合、協賛企業に対して参加者の個人情報を提供しないこと。
- (12) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じたとき佐賀県産業企画課が判断した場合には、佐賀県産業企画課の指示を仰ぎながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。

なお、具体的な内容については、受託者と佐賀県産業企画課の協議によることとする。